

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 16 日現在

機関番号：32517

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2016～2017

課題番号：16H07157

研究課題名(和文) カナダにおける障害者組織の社会参画 経済的自立への葛藤と調和

研究課題名(英文) Social Involvement of Disability Organization in Canada: Struggle and Harmonization toward Economic Independence

研究代表者

北畑 彩子 (Kitahata, Ayako)

聖徳大学・児童学部・助教

研究者番号：40779881

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,700,000円

研究成果の概要(和文)：カナダの知的障害者の支援組織(CAMR)と、肢体不自由者が主導した障害当事者組織(COPOH)が、障害者の雇用に関する課題に対して、いかなる活動を展開し、連邦/州政府とどのように調整を図ったかを明らかにした。CAMRは、精神遅滞者支援に関する専門性を連邦/州政府に認知してもらうことで助成を得て、いわば連邦/州政府の精神遅滞者政策の右腕として機能していた。COPOHは、障害当事者が一体となり、影響力をもつことができるよう民主的な組織運営を心掛け、連邦政府に障害当事者の視点を得てもらう機会を設けていた。

研究成果の概要(英文)：The author conducted a comparative study between the activities of Canadian Association for the Mentally Retarded (CAMR) and Coalition of Provincial Organizations of the Handicapped (COPOH), focusing on approaches toward the federal/provincial government related to the employment issues in the second half of the twentieth century. CAMR had got recognition and assistance from the governments by indicating their expertise of support for the mentally retarded and functioned as an essential part of the government policy. COPOH, as a consumer organization, had tried to run its organization democratically to become a strong united voice of people with disabilities and created opportunities in order that the governments could get the consumer perspective.

研究分野：社会福祉学

キーワード：障害当事者組織 知的障害 非営利組織 カナダ 障害者雇用 保護作業所

1. 研究開始当初の背景

障害者の自立に向けた様々な施策が講じられて久しいが、依然として障害者の収入は低く、困難な生活を強いられている状況に大きな変化はない。なぜ、障害者の経済的自立は困難なままであるのか。わが国の場合、経済的自立を論じる以前に、障害者自身が自ら意思を表明し、社会に働きかけるといった、いわば社会参画が実現していないという側面が影響しているように思われる。障害者が、適正な雇用機会を得て、経済的に自立していくためには、自らが抱える課題を社会に投げかけ、理解を得ると共に、方法を提示することが求められよう。

もっとも、社会において特定の立場にある人間もしくは組織が、ある権利を主張する場合には、その他のカテゴリーとの調整にならざるをえない。障害者について言えば、自らの権利を主張しなければ無視されてしまうであろうし、主張が無為に強すぎれば排除される危険が伴う。障害者組織の活動は、健常者という異なるカテゴリーを主体として出来上がっている社会に対して、障害者がそこで生き抜くための調整を図ろうとした歴史であると捉えられるのではなかろうか。

カナダは、障害者組織による活発な活動に影響を受けて、障害者政策が発展してきた国である (Neufledt, 2003)。影響力を有した組織の一つ、カナダ精神遅滞者協会 (Canadian Association for the Mentally Retarded: CAMR) は、カナダ最大規模の知的障害者支援組織であり、1958年、精神遅滞児の保護者を中心に、各地域及び州の精神遅滞者協会の連合体として設立された全国組織である。組織基盤が整った1960年代以降、精神遅滞者の地域生活の促進を目的として、地域の精神遅滞者協会(以下、地域協会)レベルでは、保護作業所、余暇プログラム、グループホーム等を運営し、CAMR及び州の精神遅滞者協会レベルでは、地域協会の活性化に向けた、研究、政策提言、プロジェクトの企画等を実施し、精神遅滞者政策を主導していた (Neufledt, 2003)。

1970年代初頭までは、視覚障害、精神障害、肢体不自由それぞれの障害種の支援組織と、CAMRとを合わせた4組織がカナダの主要な障害者組織であったが、いずれも非障害当事者が主導する組織であった。1976年、障害者州組織連合 (Coalition of Provincial Organizations of the Handicapped: COPOH) は、これらの組織と対照させる形で、肢体不自由の当事者が中心となり、設立された (D' Aubin [2003] 113; Vanhala [2011] 68)。

両組織の関心は多岐にわたるが、いずれの組織も、成人障害者の雇用を優先課題としている (Marlett & Day [1984] 101; Galer [2014] 118)。両組織は、雇用に関連する政策決定過程や裁判に関与しており (Vanhala, 2011)、数ある障害者組織の中でも一線を画した存在であったことが推認される。代表事

例として挙げるとすると、1982年制定のカナダ憲法の第一章を構成する自由と権利の憲章 (Charter of Rights and Freedoms) には、「精神的もしくは身体的障害による差別の禁止」が明記されているが、これは、COPOHがCAMRと連携してその必要性を訴え、実現したものであることが先行研究で明らかにされている (Peters, 2003)。この規定は、雇用を含む様々な障害者政策の基盤になったとされている。

両組織は、なぜこれほどまでに影響力をもつことができたのであろうか。その要因をあぶり出すことは、わが国における障害者組織の社会参画の在り方に一石を投じるものと考えられる。

2. 研究の目的

本研究は、カナダにおいて障害者組織が、障害者の雇用に関する課題に対して、いかなる活動を展開し、連邦/州政府とどのように調整を図ったかを明らかにすることを目的とする。

3. 研究の方法

カナダの知的障害者の支援組織 CAMR と、肢体不自由者が主導した障害当事者組織 COPOH を分析対象とし、それぞれの組織の結成過程、雇用に関する活動及びその成果と課題を明らかにする。研究方法は文献研究とし、各組織の機関誌、報告書、会議録、書簡を主資料とする。

4. 研究成果

(1) CAMR の結成過程

CAMR の設立起源は、1940年代後半、オンタリオ州トロント市において中度遅滞児の教育機会を求める保護者が組織化したことに遡る。保護者らはオンタリオ州教育省に教育設備の拡充を要請したが、期待する回答が得られなかったため、慈善団体からの寄付を得て、補助学級教員の手を借りながら、自ら中度遅滞児に教育を施した。同様の動きが州全体に広まると、教育相は、教育の費用補助の条件として、州各地に結成された保護者組織が一つにまとまることを要請した。そうした要請に応える形で、1953年、オンタリオ州遅滞児協会 (Ontario Association for Retarded Children: OARC) は設立された。保護者組織は、OARCの下部組織となり、地域協会 (local association) として中度遅滞児学校を運営することになるが、このことは州規則に明確に位置付けられた。また、そうした学校運営の質は、教育省から補助学級調査官を各地域協会に派遣し、研修等を実施することで担保されており、OARCと教育省の密な関係が窺える (北畑・下司, 2018)。オンタリオ州に端を発するこのような動向は他州にも拡大し、各地で州単位の組織が結成されると、次に提起されたのが、全国レベルの情報センター、州協会に対する支援、連邦法

制への関与、全国規模の研究を担う組織の必要性であった。こうしたニーズの下、1958年1月、カナダ遅滞児協会（Canadian Association for Retarded Children: CARC）は、設立された。そして、CARCは、遅滞児たちの成長と共に、成人遅滞者への対応も指向するようになり、1969年にカナダ精神遅滞者協会（Canadian Association for the Mentally Retarded: CAMR）へと改称した。

（2）CAMRによる保護作業所の運営と課題 保護作業所の運営

カナダ・オンタリオ州では、1955年時点において精神遅滞者向けの保護作業所（sheltered workshop）は殆ど存在しなかったが、1960年代にはその数が急速に伸び、1970年には、州内で106の保護作業所が設置され、2,845人の訓練生が通所していた（Williams [1984] 107）。そのうち、オンタリオ州内の地域協会が運営していた作業所は70に上った（Mooney [1971] 53）。

背景には、連邦政府が保護作業所のリハビリテーション機能と社会的価値を認め、1966年に職業リハビリテーションサービス法（Vocational Rehabilitation Services Act）を制定し、保護作業所の設備と訓練生に対する助成を開始したことがある（Williams [1984] 107）。さらにオンタリオ州では1974年に、Development Services Actが制定され、1973年から1978年の間に州政府からの助成額は6倍以上となり、1978年時点のオンタリオ州における保護作業所の数は、150か所となった。地域協会の一つであるトロント精神遅滞者協会（Metropolitan Toronto Association for the Mentally Retarded: MTAMR）の会計報告を参照すると、保護作業所に対する州政府の助成金の額は、1970年代を通じて増加の一途をたどり、その影響により1975年には同協会全体の財政を黒字へと導いた（MTAMR AR, 1970-1979）。

MTAMRが運営する保護作業所であるARC Industriesは、当初は、精神遅滞者の永続的な就労の場を提供するものと考えられ、競争的雇用へ移行する者は、利用者全体の10%程度であった（MTAMR AR [1968] 7）。こうした中、競争的雇用に向けた訓練を強く意識する契機となったのが、1960年代半ばから展開されたCAMR主導の、全国実証研究プロジェクト（Nationwide Series of Demonstration and Research Project）であった。これは、精神遅滞者支援の方法論を科学的に発展させることを目的としたものであり、連邦政府及び州政府からの多額の助成の下、カナダ精神遅滞研究所（National Institute of Mental Retardation: NIMR）を始めとする研究機関や訓練センターが各州の拠点に設置された（CAMR AR [1970] 13; [1971] 9）。そのうちのひとつがトロント市に設置された、ハリー・フォスター雇用訓練センター（Harry E. Foster Employment Training Centre）であり、これ

はMTAMRによって運営され、競争的雇用への移行を促進した（MTAMR AR, 1977）。

保護作業所運営からの脱却とその課題

1970年代のCAMRの運営方針は、W. ヴォルフエンズバーガー（Wolf Wolfensberger 1934-2011）によって提起された。当時、ネブラスカ精神医学研究所にて研究員を務めていた彼は、NIMR初代所長であるG. A. ローアー（G. Allan Roehrer 1925-1983）から、ノーマライゼーションの概念をカナダに普及させて欲しいと依頼を受け、1971年から1973年まで客員研究員としてNIMRに所属した。ヴォルフエンズバーガーの助言を受けながらCAMRは、1970年代、ノーマライゼーションを組織の方針に据え、包括的なコミュニティサービスシステム（Comprehensive Community Service Systems: ComServ）の構築を目的とするプロジェクトを展開した（CAMR AR [1972] 4）。同プロジェクトは、地域協会が運営している保護作業所などの直接サービスを他の組織に移管し、地域協会は準政府機関として、人的資源、物的資源、様々な訓練プログラムのコーディネーター役に転じることを狙ったものであった（NIMR, 1982）。

こうした役割の転換は、ヴォルフエンズバーガーと彼に賛同したローアーの方針に沿ったものであった。彼らは、政府からの助成が拡大し、政府が運営に介入するようになると、地域協会においては、精神遅滞者の利益にかなった、公正な判断や独自性のある事業運営が困難になることを懸念した。実際、MTAMRの1979年の収入源をみると州政府からの助成額は、全体の72%に上っていた（MTAMR AR, 1979/80）。このためCAMRは、ComServに関わる新たな事業を通じて、地域協会の役割について、保護作業所等のサービス提供から、権利擁護（advocacy）へと転換していくことを指向したのである（Roehrer [1979] 20-26）。

しかしながら地域協会は、このようなCAMRの方針に抵抗した。中でも、北米最大規模の協会であるMTAMRは、保護作業所運営のために、政府から多額の助成を受けていたことから、その運営を手放すことは、協会の財政危機に繋がることを意味した。権利擁護の役割を担うにしても、資金は必要であるため、直接サービスの提供は容易には手放すことができない。こうした事情から、CAMRの方針に反して、保護作業所の運営を分離独立させていない協会が、オンタリオ州には今日に至るまで未だ数多く存在している（Crawford, 2016）。

（3）COPOHの結成過程

主導者の生活歴

J. ダークセン（Jim Derksen 1947-）とA. シンプソン（Allan Simpson 1939-1998）は、共にCOPOH立ち上げのメンバーであり、上位の幹部歴任者である。1947年にマニトバ州のに誕生したダークセンは、同州においてポリ

オが大流行した 1953 年にポリオに罹患し、車椅子利用者となった(D' Aubin [2003] 116)。ウィニペグ大学への進学後には、専門書へのアクセスに難渋する視覚障害のある知人との出会いがあった。この出来事をきっかけとしてダークセンは、大学卒業後、連邦政府から助成金を得て「中央オーディオブック社 (Central Book Audio Company)」と呼ばれる会社を設立し、視覚障害学生向けの音声テキストを制作する事業を開始した。この経験について後年彼は、組織作りについて学ぶ貴重な機会であったと回顧している。そして、大学卒業後しばらくして、車椅子利用者らで組織化しようとしていることを耳にし、その集まりに駆け付けたダークセンは、組織化を牽引していたシンプソンに出会った (Derksen, 2011)。シンプソンもダークセンと同様、1953 年のポリオ大流行でポリオに感染した車椅子利用者であった。シンプソンはマニトバ大学の商科を卒業後、生命保険会社に勤務した。その一方で彼は、車椅子スポーツに勤しみ、国際大会出場のために海外を訪問するたび、様々な車椅子利用者との関係を構築し、情報交換していたという (D' Aubin [2003] 115)。ダークセンは、シンプソンの洞察力、価値観、方針、戦略、全てにおいて評価しており、組織のリーダーとして非常に優秀であったと彼の他界後に述べている (Derksen, 2011)。

全国レベルの障害当事者組織の結成とその動因

ダークセンとシンプソンを中心に結成されたマニトバ州身体障害者同盟 (Manitoba League of the Physically Handicapped) は、他州の同様の組織と合流し、全国組織へと発展していく。背景には、全国レベルの統一的な基本方針を確立するよう連邦政府に働きかける必要性が、各州組織で共有されたことがあった。カナダは連邦国家であるが、日常生活を送る市民の目線に立ってみると、州政府管轄のサービスと連邦政府管轄のサービスが入り組んでおり、それらは一貫性に欠けていたのである (Simpson [1980] 11)。COPOH は、1980 年代初頭において地域レベルでは 80 以上のグループを包摂し、会員数は 25,000 人以上を擁した (COPOH [1984] 3)。全国レベルの組織であったことのほか、組織規模を大きくした理由として、同組織が障害種を限定しなかったことが挙げられる。組織立ち上げ当時、肢体不自由者と視覚障害者が主な構成員であったことから、組織として提起する問題は、身体障害者を念頭に置くものであったが (COPOH, 1978)、州組織レベルには精神遅滞者も存在していた (COPOH [1976] 2)。つまり、COPOH 結成の動機は、特定の障害種のニーズを満たすことではなく、「(保護者でもリハビリテーションの専門家でもない) 障害当事者の」考え方や関心事を連邦政策に反映させていくということであった (COPOH [1976] 3)。

民主的な組織運営方針の確立

1976 年 1 月に開催された、COPOH 設立を計画する初回の委員会にてシンプソンは、組織内の権限を明確にしなが、組織目標と盤石な組織構造を作り上げることを強調していた (COPOH [1976] 2)。こうしたシンプソンの主導もあり、COPOH は設立当初から、組織の運営方針を綿密に協議していた。シンプソンは、アメリカ合衆国発祥の非営利教育組織等の多様な組織の運営方法から知識を得て、「草の根の活動をする個々のメンバーが有する意思と情報が、当事者組織の生命・血液を成すもの」であり、「何名かのリーダーに頼る当事者組織は、弱体化する。一般のメンバーが真の代表者とリーダーを選出し、強力で一丸となった行動をとることが重要」であるとしている (Simpson [1980] 5)。この考え方に基づき、COPOH は、組織の方針の方向付けを目的とした公開全国協議会 (Open National Conference) を毎年開催し、各州組織の代表者のほか、全国的な課題に関する発信を希望するあらゆる個人の参加を奨励している (Simpson [1980] 15)。なお、組織の方針を決定し、実行する責任を負うのは、COPOH の各州組織から選出された 2 名の代表者と 2 名の代役で構成される、全国評議会 (National Council of Representatives) である。全国評議会は、さらに全国組織の幹部を選挙によって決定する (COPOH [1984] 3)。こうしたヒエラルキー体系は、同様の体系を有する政府機関の組織構造に相對するため必要であったとされる (Simpson [1980] 9)。しかし、COPOH の場合は草の根から幹部まで、いずれのレベルに所属するメンバーにおいても、その動機付けや関係性向上には、特に注意を払っていた (Simpson [1980] 16)。例えば全てのレベルに所属する個々人の参加動機を把握することや、意見の対立が生じた際には対立点を精査し、民主的な過程を経て合意を形成すること、習慣的な情報共有のコミュニケーションによってメンバー間の関係性を維持することを方針として掲げており、COPOH が民主的な組織として維持されるよう努力していたことが見て取れる。

(4) COPOH による雇用問題へのアプローチとその限界

雇用に関する公開全国協議会の開催

COPOH は、1978 年に雇用をテーマとして、第 1 回の公開全国協議会を開催した。協議会には、COPOH を構成する州組織のメンバーの他、カナダ予算庁、国務大臣、人材移民省、カナダ人権委員会、カナダ商工会議所、カナダ労働会議、サービス提供組織等の関係者が出席した (Galer [2014] 120)。彼らに対しては、書簡を通じて、COPOH の存在と見解を伝達し、また、時折回答を得ていたが、協議会において直接交流したことで、両者の関係性は進展した。特に、カナダ人権委員会の委員長であった G. フェアウェダー (Gordon

Fairweather) は、協議会に感銘を受け、間もなく検討される新憲法には、ぜひ障害者の権利の保護を明記すべきであると、当時の首相 P. トルドー (Pierre Trudeau) に強く勧め、このことが、障害者の平等権規定の実現に強く影響したという (Galer [2014] 122)。COPOH は協議会でどのような主張をし、聴衆を惹きつけたのであろうか。協議会において COPOH は、職場における特別な配慮と適切な職場環境、訓練機会の提供、身体障害のある当事者自身が相談員となること、制度上の積極的是正措置などを求めていくことを決議した (COPOH, 1978)。その内容の論理的妥当性は、COPOH 主導者の一人である Y. ピーターズ (Yvonne Peters) という視覚障害者の女性弁護士によって補強されていたことが推認される。

保護作業所に対する批判と協議

保護作業所の運営者の全国組織 (Canadian Council for Rehabilitation Workshops: CCRW) は、1979 年以降、連邦政府のリハビリテーション局と共に、保護作業所の産業化事業 (特定の保護作業所に投資し、市場競争に耐えうる製品を製造し、民間事業者や政府機関と売買契約を締結する試行事業) を実施した (Galer [2014] 180-181)。COPOH はこれに対して、「民間事業者や政府機関との契約目的を達成するために、従業員に対して代替貨幣や最低賃金未満の賃金を支払う、あらゆる保護作業所のシステムを否定する」(COPOH, 1980a)、「このシステムは、人権侵害である」(COPOH, 1980b) として、批判した。CCRW はこれに対し、産業化事業の諮問委員会に COPOH の代表者を派遣するよう求め、COPOH はこの要請を了承した (COPOH, 1979)。また、COPOH は、CCRW を自らの会議に招待し、障害当事者の視点を獲得するよう促した (COPOH, 1980a)。COPOH が目指したのは、特定の問題を取り上げて、外部から対象を非難し、強制させるのではなく、非障害当事者が率いる組織の運営委員に、障害当事者が選出され、長期的にその組織の評価と計画に関与することであった (Simpson [1980] 22)。このため、協議の場を重視し、考え方の相容れない組織とも、長期的に関係性を築いていくことを重視したと考えられる。

障害者の雇用機会の確保とその限界

新憲法が制定された翌年の 1983 年、R. アベラ (Rosalie Abella) 裁判官は、トルドー政権下の雇用・移民相にマイノリティーの雇用問題について調査を要請され、障害者を含むマイノリティー当事者にヒアリングを実施した (Agocs [2014] 17)。COPOH もヒアリングを受け、自らの見解を表明する機会を得ている (COPOH [1992] 8)。

アベラがとりまとめた報告書には、個別の障害者組織の見解が記述されているわけではないが、COPOH の見解が反映された、下院設置の障害者に関する特別委員会発行の「障害報告書 (Obstacles)」や COPOH が実施

した雇用に関する研究結果 (Fudge & Holmes, 1983) が引用されている (Abella, 1984)。報告書によると、雇用における平等とは、「不利な状況をもたらす障壁をその都度特定して除去すること」を意味し、障害者の雇用については、「雇用主に強い義務を課し、障害をもつ従業員に必要な措置を提供する」必要性が述べられている (Rioux & Patton [2014] 134-135)。そうした内容を COPOH も支持したが、1986 年に同報告書に基づき制定された雇用衡平法 (Employment Equity Act) は、障害者に対しては特に実効性に欠けるものであった。落胆した COPOH は、実効力を強化するよう法改正の度に繰り返し交渉している (CCD, 1995)。しかし現在に至るまで COPOH が求める実効力は叶っていない (Rioux & Patton, 2014)。背景には、連邦政府と州政府が合意に至っていないこと、現状の制度において利益を得ている法人が制度改革に反対していることがあると言われており (Jongbloed [2006] 253)、政府や他機関からの信頼を得ている COPOH であっても、根本的な政治構造に関わる問題や経済界の反対を乗り越えることは容易ではないことを示している。

(5) まとめ

CAMR は、精神遅滞者支援に関する専門性を連邦/州政府に認知してもらうことで助成を得て、いわば連邦/州政府の精神遅滞者政策の右腕として機能していた。COPOH は、障害当事者が一体となり影響力をもつことができるよう、民主的な組織運営を心掛け、連邦政府に障害当事者の視点を得てもらう機会を設けていた。以上から、支援者組織においては、障害当事者の視点を踏まえた最前線の専門性を追求すること、障害当事者組織においては、組織の構成員全員の声を重んじ、最大公約数を探り、主張をまとめていくことが、政策に影響力をもたらす条件と考えられ、このことはわが国の障害者組織にも通ずる知見と言えよう。今後の課題として、連邦/州政府の視点から、雇用を取り巻く情勢や両組織に対する認識を分析することが挙げられる。

<引用文献>

Abella, J. R. S. (1984) *Equity in Employment: A Royal Commission Report*. Minister of Supply and Service Canada. / Agocs, C. (2014) *Employment Equity in Canada: The Legacy of the Abella Report*. University of Toronto Press. / CAMR, Annual Report (AR), 1970-1972. / CCD (1995) Council of Canadians with Disabilities' Submission re: Bill C-64: An Act Respecting Employment Equity Standing Committee on Human Rights and the Status of Persons with Disabilities March 1, 1995. Archives of Manitoba, T-12-8-8 file 10.

/ COPOH (1976) 1st Meeting of Planning Committee for a " Coalition of Provincial Organizations of the Handicapped " . Archives of Manitoba, P-5360 file4. / COPOH (1978) COPOH National Conference Resolutions, June 1978. Archives of Manitoba, P-5360 file17. / COPOH (1980a) Sample Letter, COPOH to BIOS Advisory Committee. Archives of Manitoba, P5362 file 19. / COPOH (1980b) Open National Conference on the Parameters of Rehabilitation, Vancouver, May 3-5, Resolutions. Archives of Manitoba, P5360 file 17. / COPOH (1984) A Short Description of COPOH. Archives of Manitoba, P-5360 file2. / COPOH (1992) COPOH Brief to Special Parliamentary Committee Reviewing Employment Equity Act February, 1992. Archives of Manitoba, T-12-8-8 file 9. / Crawford, C. (2016) Interview, August 22, 2016. / D' Aubin, A. (2003) Nothing About Us Without Us: CCD 's Struggle for Recognition of a Human Rights Approach to Disability Issues. In H. Enns & A. H. Neufeldt (Eds.), *In Pursuit of Equal Participation*. Captus Press, Ontario, 111-136. / Derksen, J. (2011) Interview, February 17, 2011. / Fudge, D. & Holmes, P. (1983) *Together for social change - employing disabled Canadians: a joint national study by the NUPGE and the COPOH*. / Galer, D. (2014) " Hire the Handicapped! " Disability Rights, Economic Integration and Working Lives in Toronto, Ontario, 1962-2005. Doctoral Thesis, University of Toronto, Ontario. / Jongbloed, L. (2006) Disability Income and Employment Policies in Canada: Historical Development. In M. A. McColl & L. Jongbloed (Eds.), *Disability and Social Policy in Canada*. Captus Press, Ontario, 243-253. / Marlett, N. J. and Day, H. I. (1984) Employment Options. In N. J. Marlett, R. Gall, A. Wight-Felske (Eds.), *Dialogue on Disability: A Canadian Perspective Volume 1: The Service system*. The University of Calgary Press, Alberta, 85-110. / Mooney, C. M. (1971) *mental retardation developments in Canada 1964-1970*. Department of National Health and Welfare, Ottawa. / MTAMR, Annual Report (AR), 1970-1980. / Metropolitan Toronto Association for Retarded Children (MTARC), Annual Report (AR), 1968. / Neufeldt, A. H. (2003) Disability in Canada: An Historical Perspective. In H. Enns & A. H. Neufeldt (Eds.), *In Pursuit of Equal Participation*. Captus Press, Ontario, 22-79. / NIMR (1982) *Experimenting with Social Change: An Interpretive History of*

the Southern Alberta Comserv Project. National Institute on Mental Retardation, Downsview ON. / Peters, Y. (2003) From Charity to Equality - Canadians with Disabilities Take Their Rightful Place in Canada 's Constitution-. In D. Stienstra & A. Weight-Felske (Eds.), *Making Equality - History of Advocacy and Persons with Disabilities in Canada-*. Captus Press, Ontario, 119-136. / Rioux, M. & Patton, L. (2014) Employment Equity and Disability: Moving Forward to Achieve Employment Integration and Fulfil Promises of Inclusion and Participation. In C. Agocs (Eds.), *Employment Equity in Canada: The Legacy of the Abella Report*. University of Toronto Press, 133-155. / Roeher, G. A. (1979) The Turning Point. *déficience mentale / mental retardation*, 29(1), 20-26. / Simpson, A. (1980) Consumer Groups: Their Organization and Function: A Consumer Report to the World Congress on Rehabilitation International Winnipeg, Manitoba Canada. / Vanhala, L. (2011) *Making Rights a Reality? Disability Rights Activists and Legal Mobilization*. Cambridge University Press, New York. / Williams, C. J. (1984) *Decades of service: a history of the Ontario Ministry of Community and Social Services, 1930-1980*. Ontario: The Ministry.

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

北畑彩子、下司優里、カナダ・オンタリオ州における知的障害児の教育保障
1980年Bill82制定まで、児童学研究
聖徳大学児童学研究所紀要、査読有、
Vol.20、2018、pp. 69-78

[学会発表] (計 2 件)

北畑彩子、カナダ・障害者州組織連合による平等な雇用機会の模索、障害学会、2017年

品田(北畑)彩子、1970年代知的障害者の支援組織の活動の展開：日加比較、障害学会、2016年

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

北畑 彩子 (KITAHATA, Ayako)
聖徳大学・児童学部・助教
研究者番号：40779881